

第 3 9 1 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 4 月 2 6 日開催

第391回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)4月26日(水) 午後1時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也 廣田幸英
深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
藤田香織 田中愛美

(欠席委員) 桑原千知

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭
技師 對馬康史

議 事

(1) 議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

天草不知火海区における第15次漁業権切替に関する漁場計画(免許の内容等)について(諮問)

第3号議案

たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について(指示)

議事の経過

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから第391回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。</p> <p>本日の委員出席者数は、15名中、会場に13名、リモート1名合計14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「第391回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。</p> <p>過不足等ありませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、江口会長お願いします。</p>
議長	<p>今回は、漁業権切替の議題があります。3号議案までありますが、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、ただ今から第391回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は佐々木委員と藤田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。</p> <p>今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから8ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示して</p>

いるスクリーン又はお手元の法令集にスライドと同じ資料を添付しておりますので見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、たこつぼ漁業及びその他のかご漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、建網漁業です。

最初に新規の許可についてご説明します。まず、たこつぼ漁業についてです。法令集は上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に記載している天草の西海になる天草海と黄色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先となっております。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料に記載のとおりとなっております。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図に緑色で色付けしている天共第5号共同漁業権漁場内の旧本渡市地先と黄色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内の牛深町地先です。許可予定の隻数は1隻と2隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数については定めなし、漁業を営む者の資格については、それぞれ関係地区に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっております。その他のかご漁業については以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴う許可である、建網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、まだい等を漁獲します。漁業時期は海域によって異なりますが、今回の海域では周年操業が可能であり、有明海、天草海で営まれています。今回、操業区域や漁業を営む者の異なる5つの制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド8番の参考図に示しております。青色、緑色及び黄色で色付けした①の区域と、青色で色付けした区域のみの②の区域となっております。許可予定の隻数は、合計12隻となっております。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数については定めなし、漁業を営む者の資格については、それぞれ関係地区に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっております。建網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド9番をご覧ください。申請期間は、それぞれ令和5年5月9日から令和5年5月16日

	<p>までを予定しています。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>ございませんか。</p>
議長	<p>それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>続きまして、第2号議案「天草不知火海区における第15次漁業権切替に関する漁場計画（免許の内容等）について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。よろしく申し上げます。今回は、天草不知火における第15次漁業権切替に係る漁場計画（免許の内容等）についての諮問でございます。資料は、9ページからになります。座って説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。現在、天草不知火海区においては、漁業法に基づき22件の共同漁業権、384件の区画漁業権、2件の定置漁業権が免許されておりますが、これらの漁業権につきましては、令和5年8月31日に期間が満了しますので、新たに9月1日以降の漁業権を免許する必要があります。</p> <p>資料左上の括弧1のところの説明になります。漁業権とは、行政庁の免許により、一定水面において特定の漁業を排他的に営む権利のことを言います。漁業権には共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権があります。免許の存続期間については、共同漁業権は10年、区画漁業権は5年又は10年、定置漁業権は5年となります。漁業権の存続期間が終わるごとに漁業権切替を行います。今回は、存続期間5年の免許と10年の免許を同時に切り替えることとなります。漁業権の切替にあたっては海面の総合的な利用を促進し、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう、免許の内容を事前に決定する海区漁場計画を策定しなければならないとされております。</p> <p>今回お諮りします第15次漁業権切替に係る漁場計画（案）につきましては、左中段の括弧2に簡単にまとめて示しております漁場計画策定方針、これは昨年10月13日の第387回の当委員会に水産振興課から照会し、10月24日に決定したのですが、この漁場計画策定方針に基づき、各組合等からの漁場計画策定願の提出を受けまして、その内容を審査し、今回の漁場計画（案）としてとりまとめたものです。</p>

手続の段階としては、左下にスケジュールを示しておりますが、現在、漁場計画（案）については国の機関や市町村等へ送付し、協議を行うとともに、利害関係人の意見を聞くため漁場計画（案）をホームページに掲載しております。アンダーラインで示した部分が本日の委員会になります。今後は、漁場計画を決定・公示し、申請期間を経て、本年9月1日に免許となります。申請期間につきましては令和5年6月1日から7月18日までを予定しています。

それでは、漁場計画の内容について、ご説明いたします。資料の11ページから31ページまでが漁業権の内容を取りまとめた表になります。まず、表の見方について説明いたします。共同漁業権については、漁場計画の番号、これは免許になったときに免許番号になるものです。次に漁場の位置、次に漁業種類です。第一種共同漁業権は、主に貝類や海藻類を獲る漁業権です。第二種は、小型定置網漁業など網漁具を移動しないようにして営む小規模な漁業、第三種は地びき網などの網漁業になります。次に条件、関係地区、現在の免許番号と漁業権を持っている漁協と続きます。関係地区は行使できる人の住所になります。次の区域の指定等とは、漁港や港湾にはそれぞれ漁港区域、港湾区域があって漁業権が、その区域に入っていることを示しています。漁業種類の追加と削除は現行の免許から第一種から第三種までの漁業のうち何が追加され、何が削除されたか示しています。

15ページをご覧ください。区画漁業権については、共同漁業権とほぼ同じつくりの表となっています。第1種区画漁業権は魚類小割式養殖やのり支柱式養殖に代表されます一定の区域で筏や支柱を用いて行われる養殖業になります。第2種区画漁業権はクルマエビ養殖に代表される石垣等で一定区域を区切って行われる養殖業になります。次に漁業の時期という項目で養殖できる期間が示されています。この漁業時期の期間とは、施設の設置から撤去までを行う期間となっています。

条件の欄にあります○数字は、その漁業権に付される条件です。条件の内容については、共同漁業権は30ページ、区画漁業権は31ページにその数字に対応する条件が示されています。例えば11ページの一番上の天共第1号を見てもみますと、条件は①④⑤となっています。30ページを見ていただきますと、①は「港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない」④は「港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない」⑤は「港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とあります。免許の際には、これらの条件が付されることとなります。

それでは、再び資料10ページ戻ります。右側をご覧ください。これから漁場計画の概要を現行と比較しながらご説明いたします。現行免許350件に対して329件の漁場計画としています。概要ですが、共同漁業権の一部で漁業種類を見直しています。そして、天草海区で新規の区画漁業権を13件設定しています。

	<p>まず、共同漁業権ですが、件数は22件から22件で変更はありません。内容の変更については、第一種共同漁業権では、天草海区で「もづく漁業」「ほんだわら漁業」不知火海区で「あかにし漁業」「ひじき漁業」を追加しております。削除された漁業としては、不知火海区で「うに漁業」「おおのがい漁業」となっています。第二種共同漁業権では、不知火海区で「雑魚ます網漁業」が追加され、天草海区で「雑魚建干網漁業」不知火海区で「ぼらかご漁業」が削除されています。第三種共同漁業権では、天草海区で「雑魚地びき網漁業」「たい地かつら網漁業」「ふかかつら網漁業」、不知火海区で「ぼら飼付漁業」が削除されています。</p> <p>括弧2の区画漁業権については、384件から351件の漁場計画（案）としています。第1種区画漁業権のおおよその内訳ですが、黒字の件数から赤字の件数へ変更しております。一部の漁業で件数が減っておりますが、生産ができにくくなった場所もあれば、より良い漁場へ集約し、拡大したところもあります。第2種区画漁業権については、クルマエビ養殖には変更はありませんが、かに養殖は2件減っています。</p> <p>定置漁業権は、天草海区の大型定置網のことですが2件から2件で変更はありません。</p> <p>資料の冊子をお開きください。第1号議案の資料の後に参考としまして、漁場計画の本文と漁場権の位置図を綴じております。</p> <p>今後のスケジュールとしましては、公聴会を5月19日午後1時30分からここ水前寺共済会館グレースシアで開催いたします。</p> <p>説明は以上になりますが、短期間でボリュームのある内容を検討する必要があることから、錯誤、誤植等で一部、文言等の変更がある場合が想定されますので、内容について大きな影響がない部分については、御一任いただきたいと思っております。これを含めまして、漁場計画（案）を委員会へお諮りしたいと思っております。水産振興課からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
平岡委員	<p>すみません。ちょっと教えてください。今説明があった資料10ページの右側の上の赤字で現行免許350件に対し、今回は329件という意味ですかね。</p>
水産振興課	<p>そうです。</p>
平岡委員	<p>あと下の方の内訳を見ると、区画漁業権だけで384件になってますけど、何かちょっと数字がおかしいんじゃない。括弧2の区画漁業権は、現行が384件になっている。</p>
水産振興課	<p>ちょっと確認します。</p>

平岡委員	確認して、先ほど言いましたように、訂正してください。
水産振興課	わかりました。
議長	他にありませんか。
議長	<p>それでは、第2号議案については次回答申することとします。</p> <p>続きまして、第3号議案「たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局でございます。</p> <p>たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について御説明いたします。</p> <p>資料の32ページをご覧ください。</p> <p>令和5年4月11日付け熊漁指発第8号により、熊本県漁業協同組合連合会から当委員会に対し、浮きガザミの採捕禁止について要望書の提出がありました。</p> <p>要望書の内容につきましては、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き、不知火海の熊本県海域において、たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止に係る委員会指示の発出を要望するものでございます。</p> <p>続いて33ページをご覧ください。</p> <p>昭和49年から令和2年までの本県海域におけるガザミの漁獲量の推移を示しました。</p> <p>資料上段のグラフは、熊本県全体を示し、下段のグラフは、不知火海のガザミの漁獲量の推移を示しております。</p> <p>不知火海におけるガザミ漁獲量の推移に着目しますと、昭和60年代から平成初期の時期に漁獲量が急激に減少していることが分かります。</p> <p>平成13年以降、若干漁獲量が増加しましたが、近年は、50トン以下の低水準で推移しております。</p> <p>資料35ページをご覧ください。有明海におきましては、令和5年（2023年）3月14日に開催されました、日本海・九州西広域漁業調整委員会におきまして、6月1日から6月15日までの期間、有明海において、たも網その他すくい網によりガザミを採捕してはならないとの委員会指示が発出されています。</p> <p>このような状況を踏まえ、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き採捕禁止を内容とする委員会指示の発出が必要であると考えます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今、事務局から、第3号議案について説明がありましたが、委

	員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
議長	よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第3号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。
事務局	それでは、委員会指示の内容につきまして御説明いたします。 資料36ページをご覧ください。委員会指示の案を示しております。 指示の内容につきましては、不知火海の熊本県海域におけるガザミ資源の保護を目的として、6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止するものです。 指示の有効期間は、令和5年（2023年）5月28日の県公報登載日からを予定しており、令和6年（2024年）3月31日までとしております。 参考として、資料34ページに昨年の委員会指示の公報掲載文を添付しております。 説明は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。
議長	ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
委員	はい。
	それでは、他に無いようですので、第3号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第3号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
深川委員	ちょっと教えてもらってよろしいでしょうか。区画漁業権の中で1

	<p>9ページにあります天区516、17、18のところでは右側の現行の免許のところには519の天草漁協崎津地先とありますが、下段2段が空白になっているのは新規で入ってくるということでしょうか。</p>
水産振興課	<p>現行免許のところは空白で番号が入っていないものにつきましては、新規の免許ということになります。</p>
深川委員	<p>場所的には、どこに位置するのでしょうか。</p>
水産振興課	<p>羊角湾の中、図はB-4になります。二浦になります。</p>
深川委員	<p>今、いろんな意味で国の政策が養殖事業の成長産業化ということで動きだしております。3年前でしたかね、みどりの食料戦略というものの中で養殖事業の中でブリ、タイについては増産をし、輸出に向かわせるって動きが非常に強く出ております。農水省それから水産庁もそれに準じてやっていくにあたっては、その成長産業化の中で空いた漁業権もしくは有効活用ができるような新規漁業権、もちろん環境を考えながらですが、それを前向きに出していこうという流れが全て出てきております。そういう中で、ただ、なんていうんでしょう、どちらかという大企業に向かうような動きが見えている中で、非常に中小の自分たちの事業者も含めてどう生き残りをかけていくべきかというところを非常に迷っている中で、確かにいろんなところのできれば、例えば愛媛あたりは湾奥で非常にもう環境がギリギリだということで、増産はしないという動きが出ています。国自体は沖合で輸出専用沖合養殖をやるべきみたいな形でやっていますが、非常にそのところが難しい状況で、単協にとっては非常に区画漁業権の拡大という意味では非常にいいんですが、大企業がどんどんやって、輸出が駄目になって、国内にそれを振り向けられた場合、大暴落を起こしかねないような状態を今迎つつあるもんですから、非常に敏感になっております。</p> <p>私どもも地元で少しでも空いてる漁場、それからあまり環境に負担をかけないような漁場があれば新規にやって、今は古い漁場が環境が悪化していくようであれば、そこを休ませて新しい漁場に移動するような、それをやはり中小であれば無理のないようなやり方でできればというふうな考えでおる中での今回のところでこれは全く情報として入ってきてなかったもんですからなんでだろうというのを少し疑問に感じて、質問させていただきました。</p>
議長	<p>新規の場合は、特別に説明するようにしないと、今までしてる分はいいけど、新規の分は、別途に出してもらわんと、委員の皆さんが分からない。</p>
水産振興課	<p>すみません。</p>

	<p>誤解が無いように言いますと、現時点では誰が養殖するとかが決まっているわけではなくて、漁協などから提出された策定願に基づき計画を立てたものです。今後、計画が策定されれば、実際に理事会や総会で議論され、決議されたものが申請されてきます。</p> <p>今回は、諮問のみになります。次回は、公聴会の後に答申について御審議していただくこととなりますので、今回、不足している部分について次回、御説明させていただきます。</p>
佐々木委員	<p>あの、魚類養殖の漁場を取りたいということで、崎津の方で出していると思う。私もちょっとそういう話は聞いたんですけど、まだ、はっきりと行使者は決まっていない。するかしないかもわからないが、とにかく養殖場を取りたいということで出してあると思います。</p> <p>漁協の理事会には、名前とかでていないはずだと思います。候補はいるみたいですが、話がまだまとまってないような状態です。</p>
深川委員	<p>もちろん、全く反対するものではないんです。ただ、先ほど言ったように成長産業化の中で新たな漁場というのはあってるんですが、実際のところ、あそこは元々2件ぐらいやめられた。空いてる漁場もあるはずなのに新規で出ているというのが疑問を一番感じたところでした。それであれば、ちゃんとしたルートで来てるかどうかを確認したいと思ったということです。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>本日、事務局が予定した議案は以上でございます。 他にございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、事務局から。 はいどうぞ。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。前回のですね、当委員会の開催後に熊本県養鰻漁業協同組合から、ウナギ種苗、いわゆるシラスウナギの採捕の期間延長の要望がございまして、海区漁業調整委員会の開催直後ということもあり、また、緊急に対応する必要があるということで委員の皆様にはですね、書面の方で決議をいただきまして、皆様からですね、賛成いただきましたので、4月10日をもちまして採捕期間の延長を行いまして、今月末までの採捕期間としておりますので、その点を御報告いたします。御協力ありがとうございました。</p>

佐々木委員	量は揚がっているの。
水産振興課	量の方はですね、当初のですね4月10日までの分とそれ以降の取りまとめを行っておりますけれども、この2月よりは獲れているというような形で伺っております。
議長	その点につきましては、委員の皆さんには御協力ありがとうございました。 それでは、これで第391回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。